

○南会津町館岩農林水産物処理加工・販売施設条例施行規則

平成18年 3 月20日

規則第102号

(趣旨)

第1条 この規則は、南会津町館岩農林水産物処理加工・販売施設条例（平成18年南会津町条例第135号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 南会津町館岩農林水産物処理加工・販売施設（以下「加工・販売施設」という。）の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、町長の承認を得てこれを変更することができる。

(休館日)

第3条 加工・販売施設の休館日は、12月初旬から翌年4月中旬とする。

2 指定管理者は、前項に規定する休館日のほか、加工・販売施設の管理上必要があるときは、町長の承認を得て臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

(遵守事項)

第4条 加工・販売施設を利用しようとする者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用の許可を受けた施設以外に立ち入らないこと。
- (2) 許可を受けずに加工・販売施設の敷地内において寄附の募集、物品の販売、飲食物等の提供、広告物の掲示等を行わないこと。
- (3) 許可を受けずに火気等を利用し、又は所定の場所以外において喫煙しないこと。
- (4) 音を発するなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) その他指定管理者が定める事項に違反しないこと。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の館岩村農林水産物処理加工・販売施設設置及び管理に関する規則（平成9年館岩村規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。